

未来きぼう応援金

のご案内



会津若松市社会福祉協議会の教育サポート基金(ご遺志による基金)をもとにした高校進学等のための応援金です。

1 ご利用いただける世帯

令和7年に高等学校等に進学を希望し、次のすべてに該当する方(中学3年生等)

- (1) 会津若松市民であること
- (2) ひとり親世帯
- (3) 世帯収入が規定の基準を満たしている世帯(裏面参照)
- 2 ご利用いただけない世帯
 - (1) 生活保護世帯
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯。
- 3 応援金の額
 - 一人 50,000円(適否を審査するまで一定の期間を要します。)
- 4 提出書類 (下記(1)~(4)は事前ご提出可能です)
 - (1) 申請書(様式第 1 号)
 - (2) 申請者及び世帯状況が確認できる書類
 - ① 高校等進学者(在籍中学校の学生証写しなど)
 - ② 保護者等(運転免許証の写し又は健康保険証の写しなど)
 - ③ 住民票(世帯全員分)※発行後3ヶ月以内
 - (3) 世帯の収入がわかる書類 (下記いずれか一つ 直近のもの)
 - ○源泉徴収票の写し ○直近3ヶ月程度の給与明細書の写し ○所得·課税·控除証明書 (市税務課発行)の写し ○確定申告書の写し ○児童扶養手当証書の写しなど
 - (4) 振込口座のわかる書類
 - ① 振込口座申請書 (所定用紙あり)
 - ② 申請者の振込先金融機関の通帳の写し (通帳表紙、口座名義、口座番号が分かるページの写し)
 - (5) 高校等進学者の書類 (決定後、速やかにご提出願います)
 - 合格通知書などの写し

5 申請期間

令和6年11月1日(金)から令和7年3月25日(火)まで(必着)

6 基準額表(※目安です、四人以上の世帯など、詳しくはご相談ください。)

世帯の例	二人世帯 (43歳・15歳)	三人世帯 (43歳・15歳・13歳)
申請世帯の		
家計状況	208,610円 以下	293,660円 以下
(月収/円)		

7 その他

- (1) 他制度の併用は問いませんが、併用する場合は他制度の主催元にご確認ください。
- (2) 個人の年間一時所得が50万円以上の際には、確定申告が必要になる場合がございます。 詳しくお知りになりたい方は、最寄りの税務署に直接お問い合わせください。

8 結果通知

適否については、後日郵送にてお知らせいたします。 (審査に時間がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。)

未来きぼう応援金のお問い合わせ・申込先

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会

〒965-0873福島県会津若松市追手町5番32号

Tel0242-28-4030 Fax0242-28-4039

URL http://www.awshakyo.or.jp

E-mail aizu@awshakyo.or.jp

(事務担当:会津若松市社会福祉協議会地域福祉課 生活支援係)

〇次の窓口にも申請書類を備え付けております。

社会福祉協議会河東庁舎 (河東総合福祉センター 桜河苑 電話 75-4780)

社会福祉協議会北会津庁舎 (北会津保健センター

電話 58-0031)

会津通園訓練センターたんぽぽ園(ノーマライズ交流館パオパオ内電話 22-9305)

社会福祉協議会からのお知らせ

<生活福祉資金(教育支援資金)のご案内>

今回の返還不要の教育のための資金以外にも、<u>返還が必要な教育支援資金の貸付</u>も行っています。 高校、専門学校、短大、大学等への就学に必要な入学金や制服などの経費や、授業料・通学定期代 等の就学経費をお貸しする資金です。ただし母子・父子・寡婦福祉資金、日本学生支援機構奨学金 などが利用できる場合は、その制度が優先となります。